

久喜市議会
令和5年6月定例会議議案

議 案 目 録

議案第 4 号	令和 5 年度久喜市一般会計補正予算（第 3 号） について	1
議案第 5 号	久喜市税条例の一部を改正する条例	2
議案第 6 号	久喜市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を 改正する条例	5
議案第 7 号	久喜市特定教育・保育施設等重大事故検証委員 会条例	7
議案第 8 号	久喜市手数料条例の一部を改正する条例	10
議案第 9 号	路線の認定について	18
報告第 6 号	継続費通次繰越額の報告について	19
報告第 7 号	繰越明許費繰越額の報告について	21
報告第 8 号	事故繰越し繰越額の報告について	24

議案第 4 号

令和 5 年度久喜市一般会計補正予算（第 3 号）について

令和5年度久喜市一般会計補正予算(第3号)を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 6 月 1 2 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第5号

久喜市税条例の一部を改正する条例

久喜市税条例(平成22年久喜市条例第61号)の一部を次のように改正する。

第34条の9第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかった金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第36条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書(その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第41条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第44条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第47条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改

め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。)」を加え、「によって徴収する場合」を「により徴収する場合」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

附則第15条の2第4項及び附則第16条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定は、令和7年1月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条本文に掲げる規定による改正後の久喜市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条ただし書に掲げる規定による改正後の久喜市税条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき久喜市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与(以下この項において「給与」という。)について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条本文に掲げる規定の施行

の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

令和5年6月12日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

地方税法等が一部改正されたことに伴い、この案を提出するものであります。

議案第6号

久喜市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

久喜市印鑑登録及び証明に関する条例(平成22年久喜市条例第169号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項ただし書中「印鑑の登録を受けている者が」の次に「、第4条第3項第1号に定める方法により本人であることの確認を受ける場合又は」を加え、同条第3項中「端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、利用者自ら必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。))に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードを使用して必要な事項を入力することにより、」を「次に掲げるものを使用し、店舗等に設置されている証明書等を発行する機能を有する通信端末機器(地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を経由して本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続されたものに限る。))で、自らが必要な操作を行うことにより、」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)
- (2) 移動端末設備(公的個人認証法第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年6月12日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一

部改正等に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

議案第7号

久喜市特定教育・保育施設等重大事故検証委員会条例

(設置)

第1条 特定教育・保育施設等を利用する子どもが死亡し、又は重篤な傷病を負う事故(以下「重大事故」という。)が発生した場合において、原因の究明及び再発防止のための措置に関し必要な事項について調査審議するため、久喜市特定教育・保育施設等重大事故検証委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(定義)

第2条 この条例において「特定教育・保育施設等」とは、次に掲げる施設又は事業所をいう。

- (1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第27条第1項に規定する特定教育・保育施設
- (2) 法第29条第3項第1号に規定する特定地域型保育事業所
- (3) 法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業(同条第2号、第5号、第6号又は第10号から第12号までに掲げるものに限る。)を行う施設
- (4) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第59条第1項に規定する施設(同法第6条の3第9項から第12項まで又は第39条第1項に規定する業務を目的とするものに限る。)

(所掌事務)

第3条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議を行い、その結果を市長に答申するものとする。

- (1) 重大事故の経過に関すること。
- (2) 重大事故の原因の究明及び再発防止に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第1条に規定する設置目的を達成するために必要と認められること。

(組織)

第4条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医師
- (2) 弁護士
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 特定教育・保育施設等の業務に従事する者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から第3条に規定する諮問に対する答申を行う日

までとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によってこれを定め、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱後の最初の委員会の会議は、市長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

(委員の責務)

第8条 委員は、公正かつ公平に調査審議を行わなければならない。

- 2 委員は、調査審議事項に関して利害関係を有する場合は、その議事に加わることができない。
- 3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、特定教育・保育施設等を所管する所属所において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(久喜市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 久喜市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成22年久喜市条例第44号)の一部を次のように改正する。

別表児童館運営委員会の項の次に次のように加える。

特定教育・保育施設等重大事故検証委員会	委員	日額 15,000円
---------------------	----	------------

令和5年6月12日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

保育施設等における重大事故について、原因の究明及び再発防止のための措置に関し必要な事項を調査審議するため、委員会を設置する必要があることから、この案を提出するものであります。

議案第8号

久喜市手数料条例の一部を改正する条例

久喜市手数料条例(平成22年久喜市条例第68号)の一部を次のように改正する。

別表第2第1項中「第77項金額の欄ア及び第83項金額の欄ア」を「第79項金額の欄ア及び第85項金額の欄ア」に改め、同表中第96項を第98項とし、第87項から第95項までを2項ずつ繰り下げ、同表第86項金額の欄ウ(イ)a中「(市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。bからdまでにおいて同じ。)」を削り、同項を同表第88項とし、同表第85項金額の欄中「第83項金額の欄ア」を「第85項金額の欄ア」に、「第83項金額の欄イ」を「第85項金額の欄イ」に改め、同項を同表第87項とし、同表第84項金額の欄中「第82項金額の欄」を「第84項金額の欄」に改め、同欄イ中「第10条第2号イ及びロ」を「第10条第2号イ(1)及びロ(1)」に改め、同欄中エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 10,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 11,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 19,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 33,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 60,500円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 91,500円

別表第2中第84項を第86項とし、第83項を第85項とし、同表第82項金額の欄ア(イ)a中「第84項ア(イ)」を「第86項ア(イ)」に、「第86項ア(イ)及びイ(イ)」を「第88項ア(イ)、イ(イ)及びウ(イ)」に改め、同欄イ中「第10条第2号イ及びロ」を「第10条第2号イ(1)及びロ(1)」に改め、同欄中エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 22,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 38,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 66,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 121,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 183,000円

別表第2中第82項を第84項とし、同表第81項金額の欄ア(ア)a中「第87項」を「第89項」に改め、同欄イ(ア)中「(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)」を削り、同項を同表第83項とし、同表中第80項を第82項とし、同表第79項金額の欄中「第77項金額の欄ア」を「第79項金額の欄ア」に、「第77項金額の欄イ」を「第79項金額の欄イ」に改め、同項を同表第81項とし、同表第78項金額の欄を次のように改める。

次に掲げる額を合算して得た金額

ア 変更後の低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定める書類が提出された場合

(ア) 一戸建ての住宅 2,500円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 11,500円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 26,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 47,000円

(ウ) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円

b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 9,500円

c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 15,500円

d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

47,000円

e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
74,500円

f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
94,000円

g 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 117,500円

イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 22,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 40,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 67,500円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
115,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 165,000円

ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 10,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 11,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 19,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 33,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
60,500円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 91,500円

エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 133,500円

- (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 167,000円
 - (ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 216,000円
 - (エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 308,000円
 - (オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 379,500円
 - (カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 449,000円
 - (キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 512,000円
- オ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 51,000円
 - (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 65,000円
 - (ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 85,500円
 - (エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 138,500円
 - (オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 181,000円
 - (カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 217,500円
 - (キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 255,000円
- 別表第2中第78項を第80項とし、第77項を第79項とし、同表第76項金額の欄を次のように改める。
- 次に掲げる額を合算して得た金額
- ア 低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定める書類が提出された場合
- (ア) 一戸建ての住宅 5,000円
 - (イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
 - a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11,000円

- b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 23,000円
- c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 52,000円
- d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 94,000円
- (ウ) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
 - a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11,000円
 - b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 19,000円
 - c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 31,000円
 - d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 94,000円
 - e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 149,000円
 - f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 188,000円
 - g 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 235,000円
- イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの
 - (ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
 - a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 40,000円
 - b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 44,000円
 - (イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
 - a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 80,000円
 - b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 135,000円
 - c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 230,000円
 - d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 330,000円
- ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの
 - (ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

- a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,000円
 - b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 22,000円
- (イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 38,000円
 - b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 66,000円
 - c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 121,000円
 - d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 183,000円
- エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 267,000円
 - (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 334,000円
 - (ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 432,000円
 - (エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 616,000円
 - (オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 759,000円
 - (カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 898,000円
 - (キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1,024,000円
- オ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 102,000円
 - (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 130,000円
 - (ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 171,000円
 - (エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 277,000円
 - (オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの

362,000円

(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
435,000円

(キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 510,000円

別表第2中第76項を第78項とし、第73項から第75までを2項ずつ繰り下げ、同表第72項金額の欄中「第70項金額の欄ア」を「第72項金額の欄ア」に、「第70項金額の欄イ」を「第72項金額の欄イ」に改め、同項を同表第74項とし、同表中第71項を第73項とし、第70項を第72項とし、同表第69項金額の欄ア中「第71項」を「第73項」に改め、同欄ア(イ)中「第72項」を「第74項」に改め、同項を同表第71項とし、同表中第33項から第68項までを2項ずつ繰り下げ、同表中第32項を第33項とし、同項の次に次の1項を加える。

34	建築基準法第58条第2項の規定に基づく建築物の高さの最高限度の特例の許可の申請に対する審査	高度地区内における建築物の高さの最高限度の特例許可申請手数料	160,000円
----	---	--------------------------------	----------

別表第2中第31項を第32項とし、第28項から第30項までを1項ずつ繰り下げ、同表第27項中「第55条第3項各号」を「第55条第3項又は第4項各号」に改め、同項を同表第28項とし、同表中第23項から第26項までを1項ずつ繰り下げ、第22項の次に次の1項を加える。

23	建築基準法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の容積率の特例認定申請手数料	27,000円
----	---	-------------------	---------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年6月12日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する

法律等の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

議案第9号

路線の認定について

次のとおり市道路線を認定することについて、議決を求める。

路線名	起 点	終 点	主要な 経過地
久喜9467号線	久喜市西	久喜市西	

令和5年6月12日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

市道として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、この案を提出するものであります。

報告第6号

継続費逦次繰越額の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第145条第1項の規定により、令和4年度久喜市一般会計予算継続費の逦次繰越額を、別紙のとおり報告する。

令和5年6月12日提出

久喜市長 梅 田 修 一

令和4年度久喜市継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和4年度継続費予算現額			支出済額及び 支出見込額	残 額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		
				予算計上額	前年度 繰越額	計				繰越金	特定財源	
											国県支出金	地方債
10 教育費	1 教育総務費	(仮称)久喜市立鷺宮義務 教育学校開校準備事業	円 138,524,000	円 16,297,000	円 0	円 16,297,000	円 0	円 16,297,000	円 16,297,000	円 0	円 0	円 0

報告第7号

繰越明許費繰越額の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、令和4年度久喜市一般会計予算繰越明許費の繰越額を、別紙のとおり報告する。

令和5年6月12日提出

久喜市長 梅 田 修 一

令和4年度久喜市繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2 総務費	1 総務管理費	防犯体制充実事業	2,209,000	2,209,000	1,000,000	0	0	0	1,209,000
3 民生費	2 児童福祉費	出産・子育て応援事業	107,823,000	59,014,000	0	49,177,000	0	0	9,837,000
		私立保育所等補助事業	7,740,000	7,740,000	0	7,740,000	0	0	0
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	787,924,000	118,439,469	0	118,439,469	0	0	0
	3 清掃費	ごみ処理施設整備推進事業	95,021,000	95,021,000	0	48,100,000	42,200,000	0	4,721,000
6 農林水産業費	1 農業費	農業経営安定推進事業	3,812,000	2,212,000	0	2,212,000	0	0	0
		土地改良施設維持管理適正化事業	11,516,000	7,556,000	0	0	0	6,626,000	930,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路維持管理事業	7,790,000	6,897,000	0	0	0	0	6,897,000
		道路新設改良事業	18,188,000	8,941,000	0	0	0	0	8,941,000
		橋りょう架換負担金事業	47,230,000	47,242,297	0	0	42,600,000	0	4,642,297
	3 河川費	河川改良事業	3,440,000	3,440,000	0	0	0	0	3,440,000
	4 都市計画費	高柳地区開発整備推進事業	112,856,000	99,406,000	4,316,800	6,475,200	5,900,000	0	82,714,000
		液状化対策管理事業	40,383,000	39,129,000	0	0	0	0	39,129,000
		久喜駅周辺まちづくり推進事業	7,095,000	7,095,000	0	0	0	0	7,095,000
		スマートインターチェンジ整備推進事業	8,837,000	8,837,000	0	0	0	0	8,837,000
		東鷲宮駅周辺整備事業	54,615,000	40,135,000	0	0	0	0	40,135,000
		東停車場線整備事業	76,100,000	76,100,000	0	11,415,000	0	0	64,685,000
佐間・八甫線整備事業		74,107,000	74,107,000	0	21,631,800	47,200,000	0	5,275,200	
平沼和戸線整備事業	45,458,000	45,458,000	0	0	0	0	45,458,000		

令和4年度久喜市繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
			円	円	円	円	円	円	円
10 教育費	1 教育総務費	(仮称)久喜市立鷺宮義務教育学校開校準備事業	10,789,000	10,789,000	0	0	0	0	10,789,000
	2 小学校費	小学校維持管理事業	61,784,000	39,924,000	0	0	0	0	39,924,000
	4 幼稚園費	幼稚園運営事業	777,000	777,000	0	350,000	0	0	427,000
	5 社会教育費	図書館管理運営事業	121,607,000	121,607,000	0	0	0	0	121,607,000

報告第8号

事故繰越し繰越額の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第150条第3項の規定により、令和4年度久喜市一般会計予算事故繰越しの繰越額を、別紙のとおり報告する。

令和5年6月12日提出

久喜市長 梅 田 修 一

令和4年度久喜市事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担行為額	左の内訳		支出負担行為予定額	翌年度繰越額	左の財源内訳				説明		
				支出済額	支出未済額			既収入特定財源	未収入特定財源				一般財源	
									国県支出金	地方債	その他			
6 農林水産業費	1 農業費	農業経営安定推進事業	円 3,106,932	円 1,524,932	円 1,582,000	円 0	円 1,582,000	円 0	円 1,010,000	円 0	円 0	円 572,000	補助事業者が実施する薬剤散布機の購入について、新型コロナウイルス感染症感染拡大等の影響によるメーカーの生産縮小により、納品に遅れが生じたことから、市から補助事業者への補助金支出の年度内の完了が困難となったため。	
8 土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう架換負担金事業【繰越明許費分】	184,578,500	623,100	183,955,400	0	183,955,400	0	0	165,600,000	0	0	18,355,400	新型コロナウイルス感染症感染拡大等の影響により仮橋の材料の調達に時間を要したこと及び用地交渉の難航による橋りょうの架け換え位置の見直しにより、年度内の完了が困難となったため。
	4 都市計画費	高柳地区開発整備推進事業【繰越明許費分】	61,793,820	50,063,820	11,730,000	0	11,730,000	6,420,000	0	0	0	0	5,310,000	用地買収に伴う代替地の確保及び登記の手続きに不測の時間を要したことから、年度内の完了が困難となったため。
		鷲宮産業団地青毛線整備事業	16,723,300	5,110,000	11,613,300	0	11,613,300	0	0	0	0	0	11,613,300	地権者との境界確認の立会いについて、日程調整ができず年度内に実施できなかったことから、用地測量業務の年度内の完了が困難となったため。
10 教育費	1 教育総務費	児童生徒安全事業	6,812,300	0	6,812,300	0	6,812,300	0	0	0	0	0	6,812,300	新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により半導体が不足し、防犯カメラの納品に遅れが生じたことから、年度内の完了が困難となったため。
	3 中学校費	中学校維持管理事業	6,765,000	2,020,000	4,745,000	0	4,745,000	0	0	0	0	0	4,745,000	地権者との境界確認の立会いについて、地権者と連絡がつかず年度内に実施できなかったことから、用地測量業務の年度内の完了が困難となったため。